

令和6年度版

令和6年度 鹿児島県

被災宅地危険度判定士 養成講習会

【判定マニュアル】

公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会

『マニュアル』とは・・・

- 被災宅地の調査・危険度判定マニュアル

判定マ-○

『手引き』とは・・・

- 擁壁・のり面等被害状況調査危険度判定票作成の手引き

手引き-○

- 参考資料
変状項目及び変状による「大・中・小」の区分

参考-○

被災宅地危険度判定関係

ダウンロード <http://www.hisaitakuchi.jp/download.html>

○ 被災宅地危険度判定関係

- ・被災宅地危険度判定実施要綱
- ・被災宅地危険度判定業務実施マニュアル(PDF版)
- ・被災宅地の調査・危険度判定マニュアル(PDF版)
- ・被災宅地の調査・危険度判定マニュアル(参考資料)(PDF版)
- ・擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き(PDF版)
- ・調査票(WORD版)
- ・判定ステッカー(WORD版)
- ・判定調整員業務マニュアル(PDF版)
- ・実施本部マニュアル(PDF版)
- ・資料1～5(PDF版)
- ・関係様式集(WORD版)
- ・被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則

『被災宅地危険度判定連絡協議会』 <http://www.hisaitakuchi.jp/>



『被災宅地危険度判定連絡協議会』のパンフレット



これまでの被災宅地危険度判定実施状況

地震名	発生日	最大震度	被災宅地危険度判定結果			
			調査件数	危険(赤)	要注意(黄)	赤+黄
兵庫県南部地震	H7.1.17	震度7		※		1,874
鳥取県西部地震	H12.10.6	震度6強	396	139	155	294
新潟県中越地震	H16.10.23	震度7	3,759	627	491	1,118
福岡県西方沖地震	H17.3.20	震度6弱	454	183	168	351
新潟県中越沖地震	H19.7.16	震度6強	2,082	419	307	726
岩手・宮城内陸地震	H20.6.14	震度6強	378	39	59	98
東日本大地震	H23.3.11	震度7	6,456	1,450	2,142	3,592
長野県北部地震	H26.11.22	震度6弱	966	55	122	177
熊本地震	H28.4.14 H28.4.16	震度7 震度7	20,022	2,760	2,028	4,788
鳥取県中部地震	H28.10.1	震度6弱	4,898	228	389	617
島根県西部を震源とする地震	H30.4.9	震度6強	225	44	76	120
大阪府北部を震源とする地震	H30.6.18	震度6弱	66	30	28	58
北海道胆振東部地震	H30.9.3	震度7	113	24	35	59
山形県沖を震源とする地震	R1.6.18	震度6強	19	2	14	16

※ 兵庫県南部地震時の数字は住宅・都市整備公団(当時)により調査を実施した宅地被害箇所数

被災宅地危険度判定の活動



(a)平成16年新潟県中越地震



(b)平成19年新潟県中越沖地震

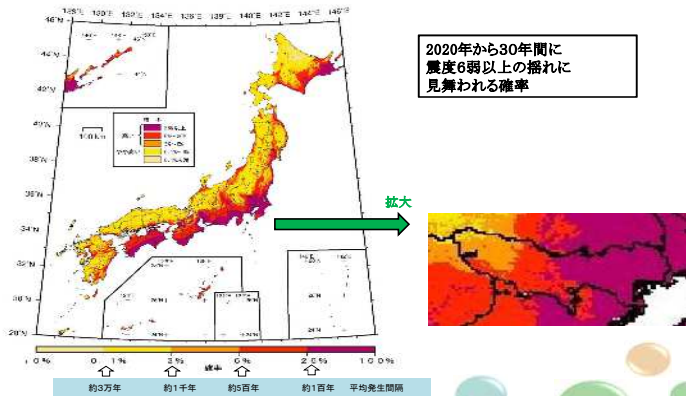


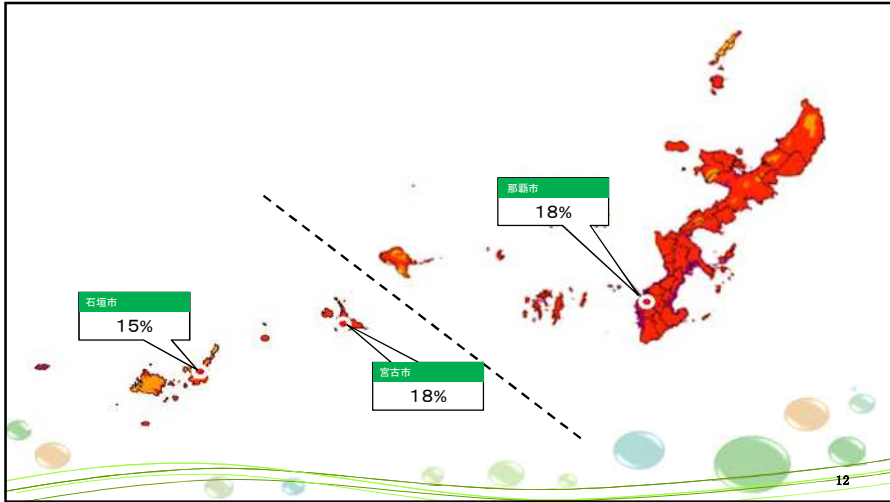
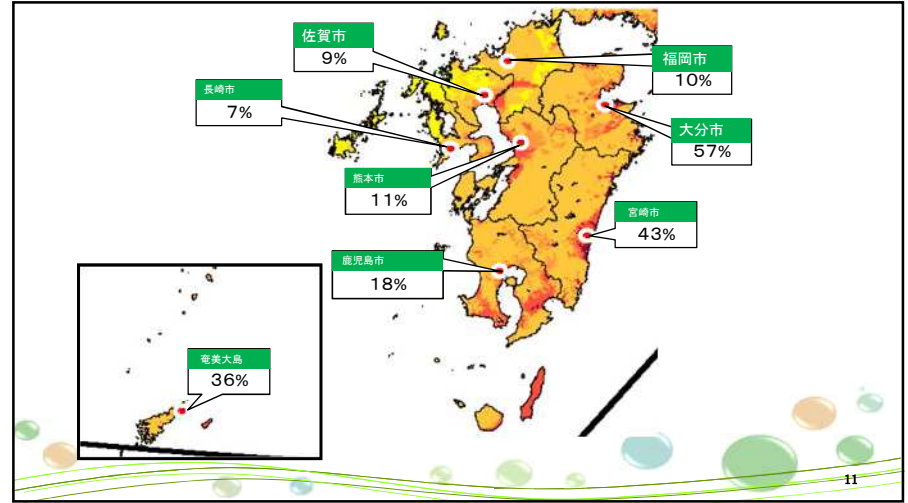
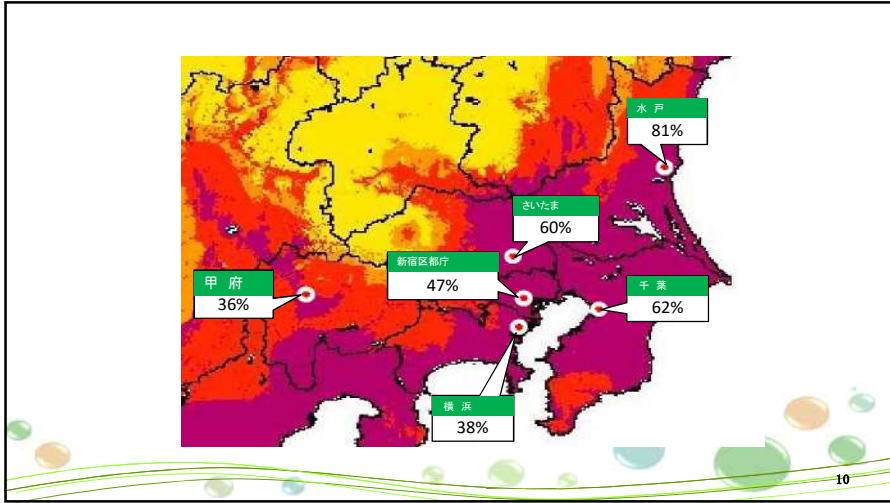
(c)平成20年宮城・岩手内陸地震



(d)平成23年長野県北部地震

2011年(H23) 東日本大震災 仙台市折立地区





- Part I : 基本事項編
- Part II : 調査票の共通事項編
- Part III : 宅地擁壁の調査票
- Part IV : 宅地・のり面の調査票
- Part V : その他

1.1 目的

判定マ-1

本マニュアルは、市区町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等（以下「大地震等」という。）により多くの宅地が広範囲に被災した場合に実施される被害状況調査及び危険度判定に関する標準的な手法を定めることにより、避難等による二次災害の軽減・防止に資することを目的とする。



● 行政のセカンドアクション ●

2.1 調査構成

判定マ-4

- 調査班は、被災宅地危険度判定士を含む、3～4人体制（判定士2名以上、残りは補助員）
- 調査ルート・分担、交通手段等の選定、必要に応じ見直し
- 連絡体制（携帯電話・簡易無線）

2.3 調査票の簡易記録

判定マ-5

■調査の準備

『簡易記録』は、変状が確認されていない擁壁と宅地地盤及び宅地のり面の調査の際に、迅速化かつ効率的な被災宅地危険度判定の判定活動を実現するために実施本部の指示のもとで、調査票の記録の一部を省略することができる。

簡易記録は、以下の内容が省略することができる。

- ① 被害なしであること、及び簡易記録の採用について調査票に明記する。
- ② 被災状況図を省略する。
- ③ 基礎点0点、変状点0点とする。
- ④ 被害の判定値は0点となり、危険度判定は無被害と判定される。
- ⑤ 所見の記入も省略できるものとする。

<被災状況図>

応急措置 済 未了
被災無 簡易記録

2.5 調査の実施

判定マ-8

擁壁・り面等の被災状況調査を行い、被害の範囲及び被害概況等を1/1,000程度の平面図（白図）と調査票に記入する。

(1)擁壁の被害状況調査

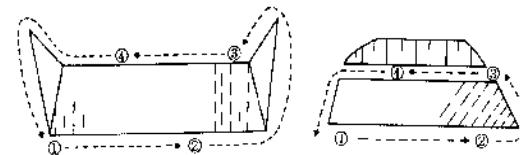


図2-1 擁壁の被害状況調査経路

2.5 調査の実施

(2)のり面の被害状況調査

判定マ-9

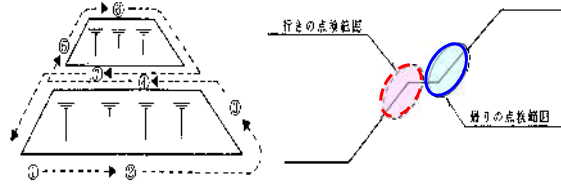


図2-2 のり面の被害状況調査経路

2.5調査の実施

(3)排水施設の被害状況調査

判定マ-9

①擁壁の排水施設

A) 表面排水工の被害状況

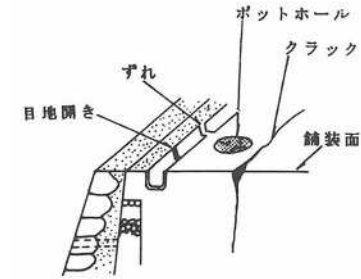


図2-3 表面排水施設の被害状況例

2.5調査の実施

(3)排水施設の被害状況調査

判定マ-10

①擁壁の排水施設

b) 背面排水工の変状

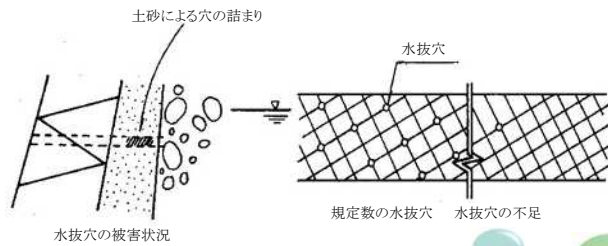


図2-4 水抜穴の被害状況例

2.5調査の実施

(3)排水施設の被害状況調査

判定マ-10

②のり面の排水施設

a) 表面排水工

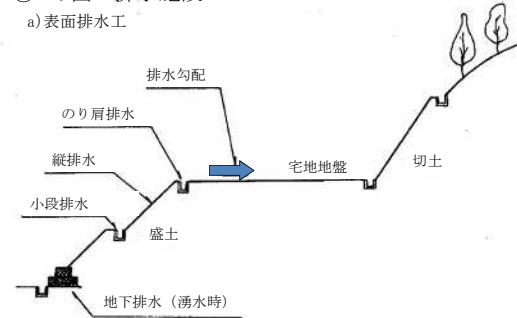


図2-5 表面排水工(模式図)

2.5 調査の実施

判定マ-11

- (3)排水施設の被害状況調査
- ②のり面の排水施設
- b)地下排水工

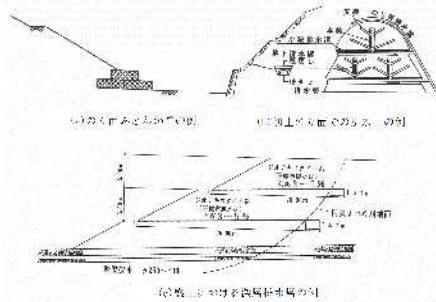


図2-6 のり面排水工の例

2.5 調査の実施

判定マ-12

(4)被災写真の撮影要領

表2-2 調査における被災写真撮影要領

1. 被写体に関する記事の写し込み(ホワイトボード等への書き込み)
 - 必須：災害名称、整理番号、撮影年月日・時間、被災地住所
3. 撮影範囲等
 - 全景写真と局部写真を各1枚以上
4. 撮影に当たっての留意事項等
 - 全景写真：被災の区間や全貌
 - 局部写真：被災の程度が分かるように
6. 写真の整理
 - 写真は、平面図、調査票と対比できるように整理する
 - 写真データは必ずJPEG形式にて保存する

Part II： 判定票の共通事項編

- 判定票の原則
- 記入欄
- 記入方法

1 擁壁の危険度判定票

手引き-14、15

1 宅地地盤/のり面・自然斜面の危険度判定票

手引き-16,17

This is a detailed hazard assessment form for residential land, embankments, and natural slopes. It includes fields for site information, assessment criteria, and a large table for recording assessment results for different areas.

1 宅地地盤/のり面・自然斜面の危険度判定票
(簡易記録)

手引き-24,25

This is a simplified version of the hazard assessment form. It features a table for recording results and a section with checkboxes for emergency measures (e.g., 応急措置, 済, 未了) and disaster status (e.g., 被災無, 簡易記録).

2 判定票の記入

手引き-22

This screenshot shows the form with red boxes highlighting key sections for data entry: '基本事項' (Basic Items), '被災状況図 (被災項目)' (Disaster Status Map (Disaster Items)), '被災状況図 (平面図、断面図)' (Disaster Status Map (Plan View, Section View)), and '特記事項' (Special Items).

2 判定票の記入例

手引き-22,30

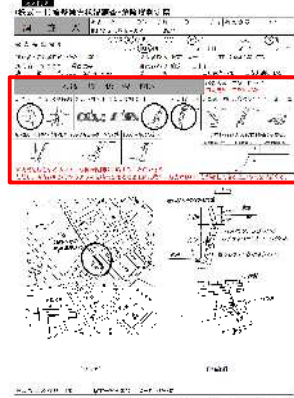
(様式-1) 擁壁被害状況調査・危険度判定票

調査票	調査日時	令和〇年〇月〇日 14時	調査番号	A-2
	地震名又は降雨災害名	<input type="radio"/> 沖地震		
被害発生場所	東京(都) 道府県 市郡 <input type="radio"/> 町村			
	地区 丁目 番 号			
所有者・管理者の氏名	判定太一	記入者氏名	調査太郎 TEL: 0987-65-4321	
所有者・管理者の連絡先	携帯電話 TEL: 090-1234-5678	居住者への説明	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未了 <input type="checkbox"/> 居住者不在 <input type="checkbox"/> 老人独居住宅	
<被災状況図>			応急措置 <input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 未了 <input type="checkbox"/> 被災無 <input type="checkbox"/> 簡易記録	

- ・調査日時 本日 14時
- ・地震名 沖地震
- ・調査番号 被災場所 - 整理番号 - 被災発生箇所
- ・被災発生箇所 東京都 区 町 丁目 2番 3号
- ・所有者氏名 判定太一
- ・所有者連絡先 携帯電話 090-1234-5678

被災状況図のチェック

手引き-22,30



2 被災状況図の記入例(無被害)

手引き-22,30

(7)被災状況図

①被災項目

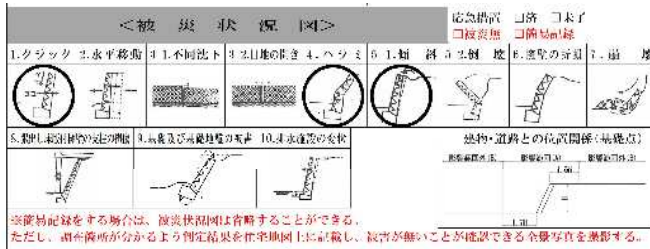
並んでいる図(1~11)から該当するものを○で囲む(複数可)。



※被害記録をする場合は、被災状況図は省略することができる。
ただし、調査箇所が分かるよう判定結果を住所地図上に記載し、被害が無いことが確認できる全像写真を撮影する。

被災状況の記入例

手引き-22



※被害記録をする場合は、被災状況図は省略することができる。
ただし、調査箇所が分かるよう判定結果を住所地図上に記載し、被害が無いことが確認できる全像写真を撮影する。

2 被災状況図の記入



※被害記録をする場合は、被災状況図は省略することができる。
ただし、調査箇所が分かるよう判定結果を住所地図上に記載し、被害が無いことが確認できる全像写真を撮影する。

2 被災状況図の記入(平面図)

手引き-22

① 平面図

・住宅地図及び地形図から被災現場周辺を切り抜き、被災現場を○で囲み、貼り付ける。

・手書きの場合も、周辺の状況が分かるように(道筋や目印になる建物等)書くこと。

・被災状況を記入する。



34

2 被災状況図の記入(断面図)

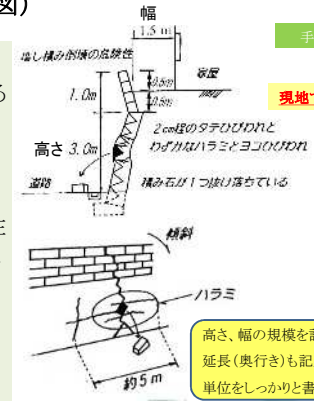
手引き-22

② 断面図

・高さ・幅・長さ等被災範囲が分かるように又、被災状況を書く。
・擁壁上下の家屋までの最短距離を必ず記入する。

・家屋については、用途(住宅、非住宅等)・構造(木造、RC造、プレハブ、鉄骨等)・階数がわかる様記入する。

・断面図だけでなく、正面図や立体図も必要に応じて書き入れる。
また、被害状況の説明も記入する。



35

3 特記事項の記入

手引き-22

- ・今後予想される危険性
- ・応急措置がとられている場合はその内容
- ・応急措置がとられていない場合は取るべき措置
- ・住民の方にアドバイスした事項 相手方氏名電話番号・被災宅地の周辺の状況等



被災写真の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有→写真番号 [A-1 (1)~(8)]
特記事項	家屋が崩壊に迫っているので増し積みが倒壊すると家屋にも被害が及ぶ危険性がある。また、ハラミの通行により、歩行者、車に支障が生じるため非常に危険である。

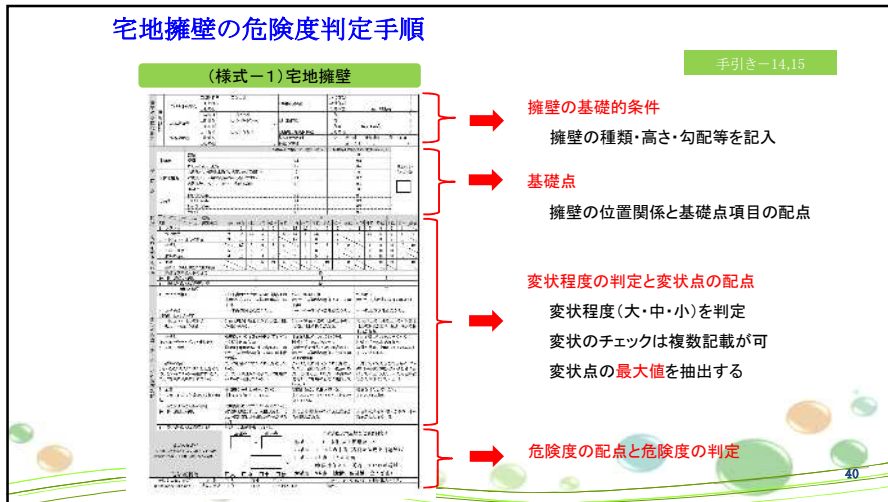
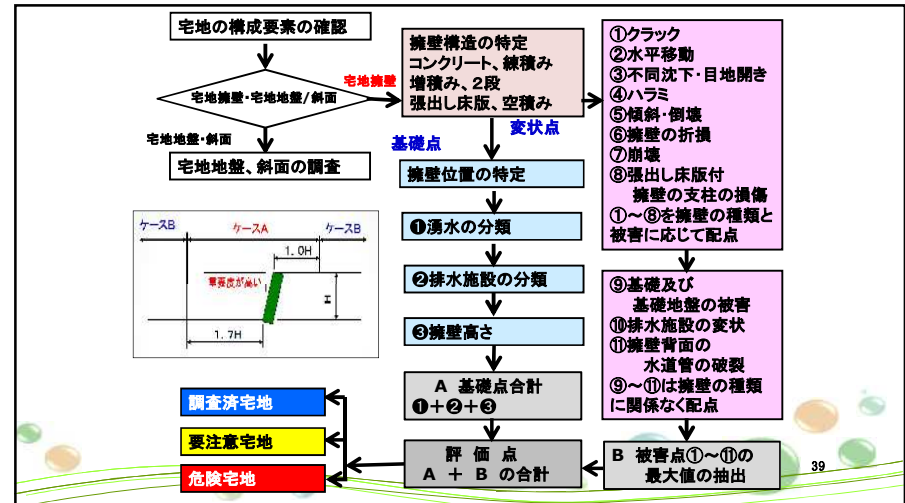
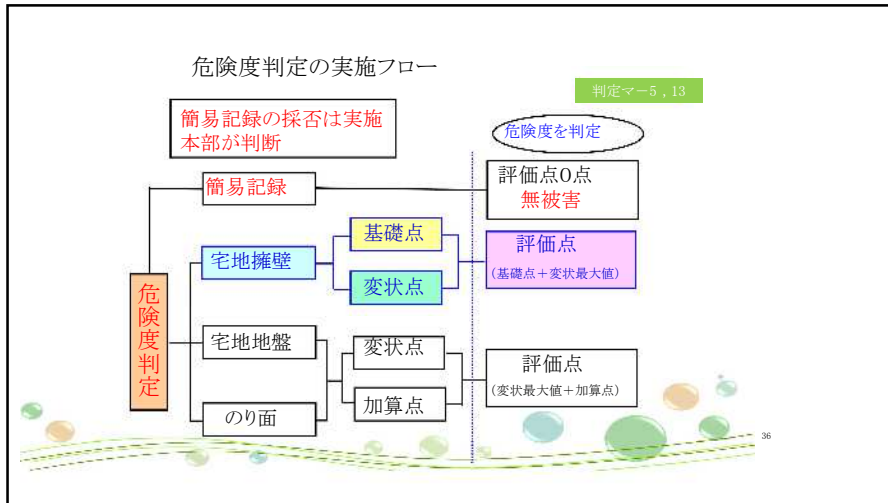
34

Part III: 宅地擁壁の調査票

- ・擁壁の調査全般
- ・適用
- ・調査の内容、準備、実施



35



宅地擁壁の被害の評価

判定マ-16

点数	判定区分	判定(※要約)
0点	無	防災上問題なし
4.5点未満	小	小さな傷害は補修、雨水侵入を防止すれば、当面の危険性は少ない 調査済宅地
4.5点 ~ 8.5点未満	中	変状は顕著、経過観察及び継続的に点検、必要に応じ勧告、改善命令、防災工事の必要性の要検討 要注意宅地
8.5点以上	大	変状が特に顕著で危険、早急に勧告、改善命令、防災工事の実施 危険宅地

擁壁の基礎的条件

手引き-15.23

擁壁の基礎的条件	コンクリート系擁壁	<input type="checkbox"/> 自由式 <input type="checkbox"/> 形式 <input type="checkbox"/> 形式	<input checked="" type="checkbox"/> 形式 <input type="checkbox"/> 形式	基礎部分 基礎部分 基礎部分	基礎部分 基礎部分 基礎部分
	煉石積	<input type="checkbox"/> 形式 <input type="checkbox"/> 形式	<input type="checkbox"/> 形式 <input type="checkbox"/> 形式	基礎部分 基礎部分	基礎部分 基礎部分
	空石積	<input type="checkbox"/> 形式 <input type="checkbox"/> 形式	<input type="checkbox"/> 形式 <input type="checkbox"/> 形式	基礎部分 基礎部分	基礎部分 基礎部分
	増積み	<input type="checkbox"/> 形式 <input type="checkbox"/> 形式	<input type="checkbox"/> 形式 <input type="checkbox"/> 形式	基礎部分 基礎部分	基礎部分 基礎部分
	二段擁壁	<input type="checkbox"/> 形式 <input type="checkbox"/> 形式	<input type="checkbox"/> 形式 <input type="checkbox"/> 形式	基礎部分 基礎部分	基礎部分 基礎部分
	張出し床版付擁壁	<input type="checkbox"/> 形式 <input type="checkbox"/> 形式	<input type="checkbox"/> 形式 <input type="checkbox"/> 形式	基礎部分 基礎部分	基礎部分 基礎部分

- ①擁壁の種類
コンクリート造、煉石積、空石積、増積み、二段擁壁、張出し擁壁
- ②擁壁の設置条件
切盛境に位置しているか、軟弱地盤上にあるかをチェックし、不明の場合はその旨をチェック
- ③擁壁の勾配
勾配定規(スランートルール)を使用

42

擁壁の種類

判定マー-18

表3-5 石積擁壁の種類と概要

	煉石積	煉石積(ガタ積)	煉石ブロック積
江 渡 河 川			
	土石積み	大石積み	
池 田 川			

石積擁壁はコンクリート系擁壁と同様に、石又は煉石ブロック等の土留定積壁で、ガタ積の煉石積の石の隙間に土を詰めて固める。

石積擁壁は、石の隙間に土を詰めて固める。石の隙間に土を詰めて固める。石の隙間に土を詰めて固める。

43

擁壁の種類

判定マー-19

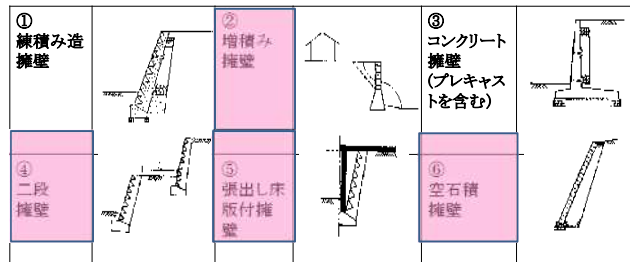


図3-2 擁壁の種類

44

(2) 擁壁の種類

判定マー-18

擁壁の種類	模式図	写真例
①煉石積		
②増積み 既存不適格擁壁		

45

(2) 擁壁の種類

判定マ-19

擁壁の種類	模式図	写真例
③ コンクリート系（プレキャストを含む）		
④ 二段 既存不適格擁壁		

46

(2) 擁壁の種類

判定マ-19

擁壁の種類	模式図	写真例
⑤ 張出し床付 既存不適格擁壁		
⑥ 空石積み 既存不適格擁壁		

47

手引き-22

図3-1に示す建物、道路との位置関係に関して、湧水・排水施設等・擁壁高さのそれぞれの点数を表3-2のA、Bのケースごとに加点したものを基礎点数とする。ただし、簡易記録の場合は採点しなくてもよい。

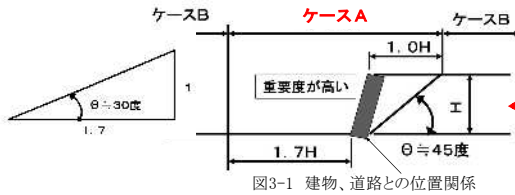


図3-1 建物、道路との位置関係

表3-2 建物、道路との位置関係

ケース	条件
A	影響範囲に建物または道路が存在する
B	影響範囲に建物または道路が存在しない



48

擁壁の基礎点

ケースA ケースB

手引き-15,23

項目	内容	基礎点数	
		ケースA	ケースB
① 湧水	有無	0	0
	有無、状況	0	0
② 排水施設	排水施設、状況	0	0
	排水施設、状況	0	0
③ 擁壁の高さ	1.5m以下	0	0
	1.5m以下	0	0
	1.5m以下	0	0
	1.5m以下	0	0

- 湧水
 - 湧水の有無をチェックする。有りの場合、湿潤か、にじみ出し・流出かをチェックする。
- 排水施設
 - 排水施設の設置状況を天端付近の排水施設と水抜孔の状況により区分した表によりチェックする。
- 擁壁の高さ
 - 擁壁の高さ(地上高さ)の最大値が該当する部分の点数を○で囲む。

49

①湧水の状況分類

表3-7 湧水の状況分類表

判定マ-21

良い

乾燥

湿潤

にじみ出し・流出

悪い

50

①湧水の配点と内容

表3-8 湧水の配点と内容

判定マ-21

区分	項目	分類	配点		後背地の湧水の影響で水抜き穴の周りがどのような感じか	
			A	B		
地盤条件	湧水	乾燥	良い ↑ ↓ 悪い	0	0	表面が乾いている
		湿潤		0.4	0.2	表面が湿っている
		にじみ出し・流出	0.8	0.4	水がにじみ出し、流出している	

51

①湧水の状況分類

表3-9 湧水の着目点

判定マ-22

	練石積擁壁	コンクリート擁壁	
①乾燥			
	擁壁の崩壊の要因となる地下水の排水が良好で、安全な状態である。ただし、水抜き穴が閉塞していないか注意する。		

52

①湧水の状況分類

表3-9 湧水の着目点

判定マ-22

	擁壁表面が湿っている	水抜き穴にコケが生育	水抜き穴に草本が生育
②湿潤			
	積石等の間から水がしみ出ている場合は、常に擁壁表面が湿っていると判断する。水抜き穴に手を入れた際の濡った感触や、コケや草本類の生育状況等から判断する。		

53

①湧水の状況分類

判定マ-22

表3-9 湧水の着目点

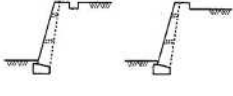


③にじみ出し、流出	水抜き穴から流出	最近水が流出した痕跡	水の流出跡にコケが生育
			

水抜き穴から水が流れ出している場合や、最近流出した痕跡が残っている場合も、水がにじみ出している状態として判断する

②擁壁の排水施設

手引き-7

表-3 排水施設の設置状況分類表

分類	内容	模式図
(イ)タイプ	水抜き孔及び天端排水溝があり天端付近で表面水の地盤への浸透が阻止されている場合。	
(ロ)タイプ	水抜き孔はあるが、天端付近で表面水が浸透しやすい状況にある場合	
(ハ)タイプ	水抜き孔が設置されていないか、あっても宅地造成等規制法及び都市計画法の基準を満たしていない場合(1ヶ所/3㎡、φ≧75mm)ただし、空積み場合は対象外とする	

③擁壁の高さ

判定マ-25

表3-13 擁壁高さの配点

区分	項目	分類	配点		擁壁高さH
			A	B	
構造諸元	擁壁高さ	H ≤ 1m	0	0	
		1m < H ≤ 3m	0.2	0.1	
		3m < H ≤ 4m	0.4	0.2	
		4m < H ≤ 5m	0.6	0.3	
		5m < H	0.8	0.4	

基礎点計
基礎点=湧水+排水施設等+擁壁高さ

基礎点の配点

手引き-15

(様式-1) 宅地擁壁 (手引き-15)

基礎点	項目	配点		基礎点計 (①+②+③)
		配点	配点	
①湧水	乾燥	0	0	基礎点計 (①+②+③)
	湿潤	0.4	0.2	
	にじみ出し、流出	0.8	0.4	
②排水施設	水抜き孔、天端排水溝有、表面水の浸透防止、水抜き孔、天端は表面水が浸透しやすい	0	0	基礎点計 (①+②+③)
	水抜き孔有、あっても数・寸法が不相当	0.4	0.4	
	排水無し	0.8	0	
③高さ	H ≤ 1m	0	0	基礎点計 (①+②+③)
	1m < H ≤ 3m	0.2	0.1	
	3m < H ≤ 4m	0.4	0.2	
	4m < H ≤ 5m	0.6	0.3	
	5m < H	0.8	0.4	

拡大

「①湧水+②排水施設+③擁壁の高さ」の合計値

変状程度の判定と配点

区分	項目	程度											
		小			中			大			特大		
1	クラック	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
変状形態と変状点	2 水や雑草	2	2.5	3.5	4	6	6	3.5	4	4.5	5	7	7
	3 石垣下・目地の閉塞	3	3.5	4	5	7	7	4.5	5	6	7	8	9
	4 ハラス	4.5	5	5	6	8	8	6	6	6	8	9	10
	5 傾斜・変形	5	5.5	6	7	8	8	7	8	9	9	10	10
	6 擁壁の傾斜	6	6.5	7	8	9	9	7	8	8	9	10	10
	7 崩壊	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	8 継ぎ目・目地の劣化												
	9 基礎及び基礎地盤の劣化												
	10 排水設備の劣化												
	11 擁壁背後の土壌劣化												

手引き-23

配点表

変状の程度の概要説明

変状の程度(大・中・小)の概要説明

項目/程度	小	中	大
1 クラック	2mm未満が深さあり、長さ1m以上のクラックが連続的に発生する。	2mm~3mm未満が深さあり、長さ1m以上のクラックが連続的に発生する。	3mm以上が深さあり、長さ1m以上のクラックが連続的に発生する。
2 水や雑草	5mm未満の隙間から水や雑草が湧出する。	5mm~10mm未満の隙間から水や雑草が湧出する。	10mm以上の隙間から水や雑草が湧出する。
3 石垣下・目地の閉塞	5mm未満の目地下の閉塞が連続的に発生する。	5mm~10mm未満の目地下の閉塞が連続的に発生する。	10mm以上の目地下の閉塞が連続的に発生する。
4 ハラス	石垣の表面にハラスが連続的に発生する。	石垣の表面にハラスが連続的に発生する。	石垣の表面にハラスが連続的に発生する。
5 傾斜・変形	傾斜が連続的に発生する。	傾斜が連続的に発生する。	傾斜が連続的に発生する。
6 擁壁の傾斜	傾斜が連続的に発生する。	傾斜が連続的に発生する。	傾斜が連続的に発生する。
7 崩壊	崩壊が連続的に発生する。	崩壊が連続的に発生する。	崩壊が連続的に発生する。
8 継ぎ目・目地の劣化	継ぎ目・目地の劣化が連続的に発生する。	継ぎ目・目地の劣化が連続的に発生する。	継ぎ目・目地の劣化が連続的に発生する。
9 基礎及び基礎地盤の劣化	基礎及び基礎地盤の劣化が連続的に発生する。	基礎及び基礎地盤の劣化が連続的に発生する。	基礎及び基礎地盤の劣化が連続的に発生する。
10 排水設備の劣化	排水設備の劣化が連続的に発生する。	排水設備の劣化が連続的に発生する。	排水設備の劣化が連続的に発生する。
11 擁壁背後の土壌劣化	擁壁背後の土壌劣化が連続的に発生する。	擁壁背後の土壌劣化が連続的に発生する。	擁壁背後の土壌劣化が連続的に発生する。

手引き-23

擁壁の変状形態と変状点

区分	項目	程度											
		小			中			大			特大		
変状形態と変状点	1 クラック	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	2 水や雑草	2	2.5	3.5	4	6	6	3.5	4	4.5	5	7	7
	3 石垣下・目地の閉塞	3	3.5	4	5	7	7	4.5	5	6	7	8	9
	4 ハラス	4.5	5	5	6	8	8	6	6	6	8	9	10
	5 傾斜・変形	5	5.5	6	7	8	8	7	8	9	9	10	10
	6 擁壁の傾斜	6	6.5	7	8	9	9	7	8	8	9	10	10
	7 崩壊	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	8 継ぎ目・目地の劣化												
	9 基礎及び基礎地盤の劣化												
	10 排水設備の劣化												
	11 擁壁背後の土壌劣化												

手引き-23

1. 練石積クラック

判定マ参考-1

項目/程度	小	中	大
練石積クラック	2mm未満	2mm~20mm未満	20mm以上



1. コンクリート系クラック

判定マ参考-1

項目/程度	小	中	大
コンクリート系クラック	2mm未満	2～5mm未満	5mm以上



60

2. 水平移動

判定マ参考-2

項目/程度	小	中	大
水平移動	5mm未満の隙間(変位)	5mm～50mmの隙間(変位)	50mm以上の隙間(変位)



伸縮目地の前後のずれで判断

63

3. 不同沈下/目地開き

判定マ参考-3

項目/程度	小	中	大
不同沈下/目地開き	5mm未満の目地の上下ずれ 左右の開き	5mm～50mmの目地の上下ずれ 左右の開き	50mm以上の目地の上下ずれ 左右の開き

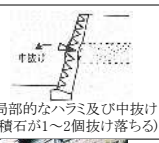
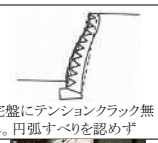
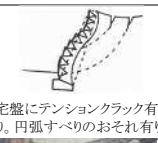





64

4. ハラミ

判定マ-28

表3-15(1) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明




	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
ハラミ	 局部的なハラミ及び中抜け(積石が1～2個抜け落ちる)	 宅盤にテンションクラック無し。円弧すべりを認めず	 宅盤にテンションクラック有り。円弧すべりのおそれ有り
			

65

5. 前傾・倒壊

判定マー-29

表3-15(2) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

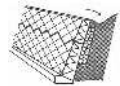





	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
前傾・倒壊	 擁壁が正常位置より前傾している。	 擁壁が前面地盤に対し垂直以上に前傾している。	 擁壁が前傾倒壊して、その機能を失っている。
			

66

6-1. 折損(石積み)

判定マー-29

表3-15(2) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明



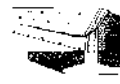
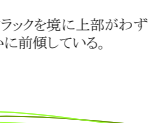
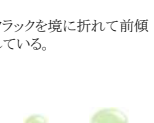

	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
擁壁の折損(石積み)	 クラックを境にわずかに後傾している。	 クラックを境に明らかに後傾しており、抜け石があり、裏込めコンクリートが見える。	 基礎部を含めて完全に機能を失っている。
			

67

6-2. 折損(コンクリート)

判定マー-29

表3-15(2) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明







	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
擁壁の折損(コンクリート)	 クラックを境に上部がわずかに前傾している。	 クラックを境に折れて前傾している。	 せん断破壊があり、後傾している。
			

68

7. 練積み擁壁の崩壊

判定マー-29

表3-15(2) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明







	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
崩壊	 上部1/2程度まで滑り崩壊を起こしている。	 基礎部を残して滑り崩壊している。	 基礎部を含めて全て崩壊している。機能を失っている。
			

69

7. 空石積擁壁の崩壊・崩落

判定マー-29

表3-15(2) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

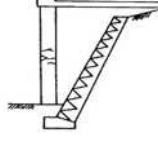
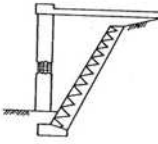
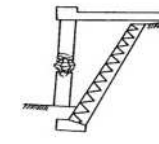
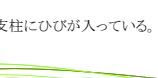
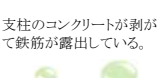
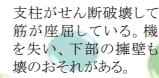
	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
空石積擁壁の崩壊・崩落	 積石がずれている。	 上段の部分が崩壊している。	 全体が崩壊している。
			

70

8. 張出し床版付擁壁の支柱の損傷

判定マー-30

表3-15(3) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
張出し床版付擁壁の支柱の損傷	 支柱にひびが入っている。	 支柱のコンクリートが剥がれて鉄筋が露出している。	 支柱がせん断破壊して鉄筋が座屈している。機能を失い、下部の擁壁も崩壊のおそれがある。
			

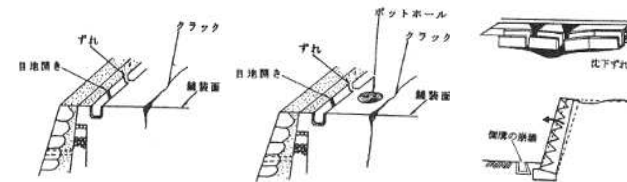
71

9. 基礎及び基礎地盤の被害



72

10. 排水施設の変状



73

11. 擁壁背面の水道管の破裂



>破裂して水が流出している

擁壁被害の判定(無被害)

手引き-2-1

被害の判定値 <small>※基礎面に変状点の最大値を加えた数 ※無被害の場合は基礎・変状点の記載無し</small>	基礎点	+	変状点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 無被害：0点(防災上問題無し) 小被害：1~4.5点未満(当面は防災上問題無し) 中被害：4.5点~8.5点未満(制限付き立入、進行していれば避難) 大被害：8.5点~(危険、要避難、立入禁止)
	0.4	+	8.0	
	=		8.4	点
危険度判定	<input type="checkbox"/> 大	<input checked="" type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 小	<input type="checkbox"/> 無
所見(記入者の意見)	緊急	<input checked="" type="checkbox"/> 大	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 小
	他人の見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 判断不可
				(人命・財産・交通の3点を判定基準とする。)
				(備考：)

擁壁被害の判定

手引き-2-3

被害の判定値 <small>※基礎面に変状点の最大値を加えた数 ※無被害の場合は基礎・変状点の記載無し</small>	基礎点	+	変状点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 無被害：0点(防災上問題無し) 小被害：1~4.5点未満(当面は防災上問題無し) 中被害：4.5点~8.5点未満(制限付き立入、進行していれば避難) 大被害：8.5点~(危険、要避難、立入禁止)
	0.4	+	8.0	
	=		8.4	点
危険度判定	<input type="checkbox"/> 大	<input checked="" type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 小	<input type="checkbox"/> 無
所見(記入者の意見)	緊急	<input checked="" type="checkbox"/> 大	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 小
	他人の見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 判断不可
				(人命・財産・交通の3点を判定基準とする。)
				(備考：)

「被害程度の判定値」より判定する

所見(記入者の意見):緊急度

手引き-3

※ 無被害の場合は記載しなくてよい。

大→すぐに措置しなければならない。

明らかに交通が困難な状況で家屋等個人の財産が崩壊しており、そのまま放っておくと構造物や人命に危険が及びそうな二次的の災害が起り得るもの。

中→ある程度の日数は放置しておくことができる。

やや交通が困難で、家屋等個人の財産に被害が見受けられ、長期間放っておくには危険すぎると思われるもの。

小→ある程度の期間は放置しておくことができる。

交通はさほど困難ではなく、家屋等にもあまり被害は見受けられない。構造物や人命に対して危険ではないもの。

所見(記入者の意見): 拡大の見込み

手引き-3

- 「拡大の見込み」の有無の判断は、危険度の評価、緊急度及び現場の状況等を総合的に勘案して該当するものをチェックする。
- ここに示す「拡大の見込み」は、被害そのものが今後どのようなのか、収束するのか、拡大するのかを考慮し、拡大をする場合の「拡大の見込み」として判定士が記入するものである。
- 判定士が記入する拡大の見込みの「有・無・判断不可」については、危険度の評価、緊急度、現場の状況、今後の天候の見込み、余震の継続、被害箇所周辺の施設など、総合的に勘案し「評価」する。

特記事項の記入

手引き-26

陥没の深さ: 約90cm

陥没 3m x 2m x 0.3m = 1.8m³

キレツ3箇所

被災写真の有無 無 有(写真番号 [B-2 (E)~G])

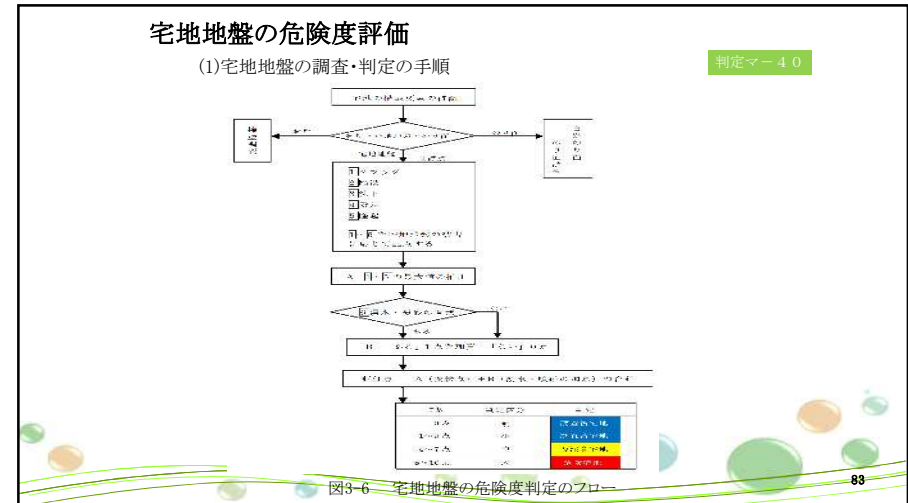
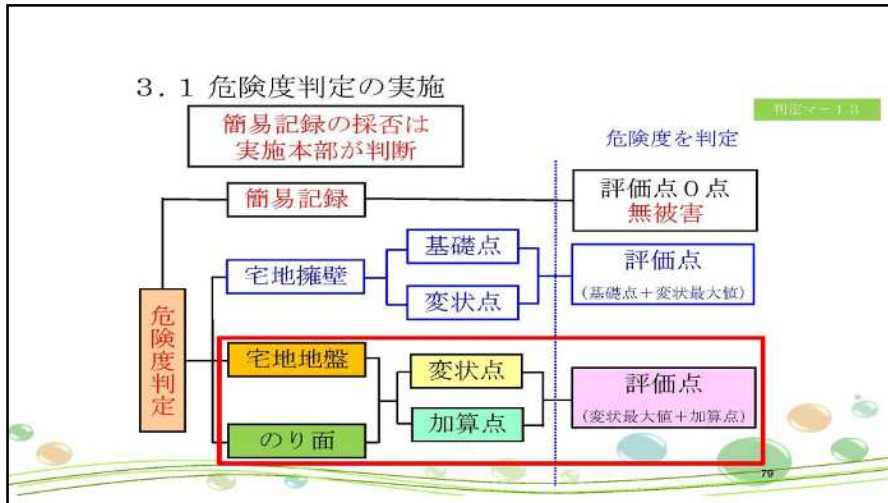
特記事項 キレツや陥没の被害自体は大きいが居住者のいない学校なので、避難するほど危険ではない。

休憩になります
10分で席にお戻りください

PartIV 宅地地盤・のり面調査票



※新潟県中越地震の被害



(3) 変状項目

1)宅地地盤のクラック

判定マ-4-3

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点

項目	小	中	大
クラック(幅)	3cm未満	3~15cm未満又は複数	15cm以上又は全面
	1	3	5

クラック

84

(3) 変状項目

2)宅地地盤の陥没

判定マ-4-4

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点

項目	小	中	大
陥没(深さ)	20cm未満	20~50cm未満	50cm以上
	2	4	6

宅地陥没

85

(3) 変状項目
3) 宅地地盤の沈下

判定マ-45

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点						
項目	小		中		大	
沈下 (沈下量)	10cm未満	2	10~25cm未満	4	25cm以上	7
宅地沈下						
						

86

(3) 変状項目
3) 宅地地盤の段差

判定マ-46

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点						
項目	小		中		大	
段差(段差量)	20cm未満	3	20~50cm未満	5	50cm以上	8
宅地段差						
						

87

(3) 変状項目
5) 宅地地盤の隆起

判定マ-47

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点						
項目	小		中		大	
隆起(隆起量・規模)	20cm未満	7	20~50cm未満	8	50cm以上	9
宅地隆起						
						

88

(3) 変状項目
6) 宅地地盤の湧水・噴砂

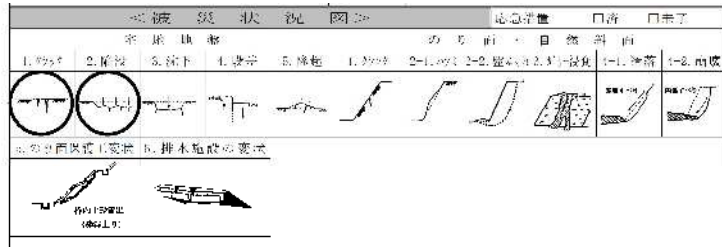
判定マ-48

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点	
湧水・噴砂があるところの「最大値」の点数に「1点」加える	
湧水・噴砂	 (a) 液状化の被害
	 (b) 地震により湧水が出た箇所

89

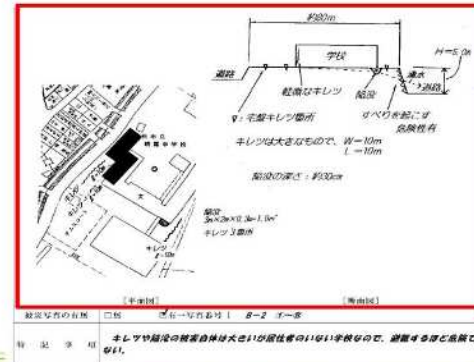
被災状況図の記入例

手引き-26



被災状況図の記入

手引き-26



宅地地盤の変状形態と変状点

手引き-27

		変状形態と配点表					
変状形態のチェック回数可		小		中		大	
宅地地盤	1 クラック幅	3 cm未満	1	3~15cm 未満又は 箇所	3	15cm 以上又は全面	5
	2 陥没(深さ)	20 cm未満	2	20~50 cm未満	4	50 cm以上	6
	3 沈下(沈下量)	10 cm未満	2	10~25 cm未満	4	25 cm以上	7
	4 段々段差出	20 cm未満	3	20~50 cm未満	5	50 cm以上	8
	5 隆起(隆起量)	20 cm未満	7	20~50 cm未満	8	50 cm以上	9
	6 湧水、噴砂	□無 あり→+1点上の点数に+1点加える					

(5) 宅地地盤に伴う被害の判定

手引き-27

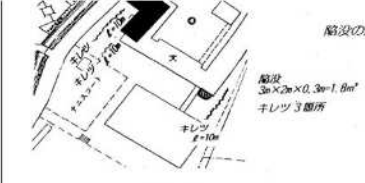
被害判定 ※被害判定の点数は0点から10点まであり、0点未満は0点とする。	5 点	※被害判定の点数と危険度判定を 無被害：0 点(防災上問題なし) 小被害：1~3 点(当面は防災上問題なし) 中被害：4~7 点(制限を要し、進行しては避難) 大被害：8~10 点(危険、要避難、立入禁止)
危険度判定	□大 □中 □小 □無	(人命・財産・交通の3点を判断基準とする。)
所在住人の状況 ※所在住人の状況は必ず記入する。	□無 □有 □中 □小 □大 □無	備考：

点数	判定区分	判定
0	無	防災上問題はないと考えられる 調査済宅地
1~3点	小	変状は見られるが当面は防災上問題はない 調査済宅地
4~7点	中	変状が著しく、当該住宅に立ち入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意する。また、変状が進行していれば避難も必要 要注意宅地
8~10点	大	変状等が特に顕著で危険である。避難立入禁止措置が必要 危険宅地

判定マ-50

特記事項の記入

手引き-26



陥没の深さ：約30cm
陥没 3m x 2m x 0.3m = 1.8m³
キレツ3箇所

被害写真の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有→写真番号 [B-2 ①~③]	
特記事項	キレツや陥没の被害自体は大きいが居住者のいない学校なので、避難するほど危険ではない。		

91

宅地地盤に関する被害






1. 地盤の沈下
2. 地盤のクラック
3. 地盤の陥没

95

宅地地盤に関する被害






4. 地盤の液状化
5. 地盤の隆起
6. 段差

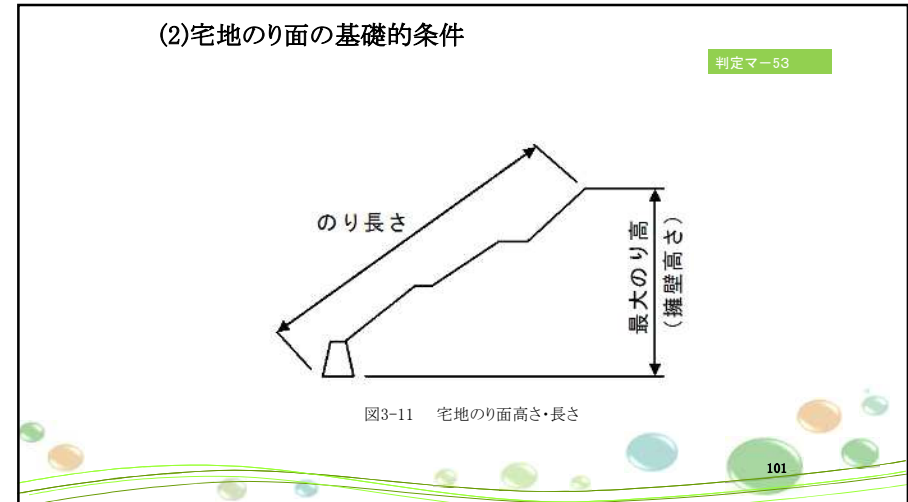
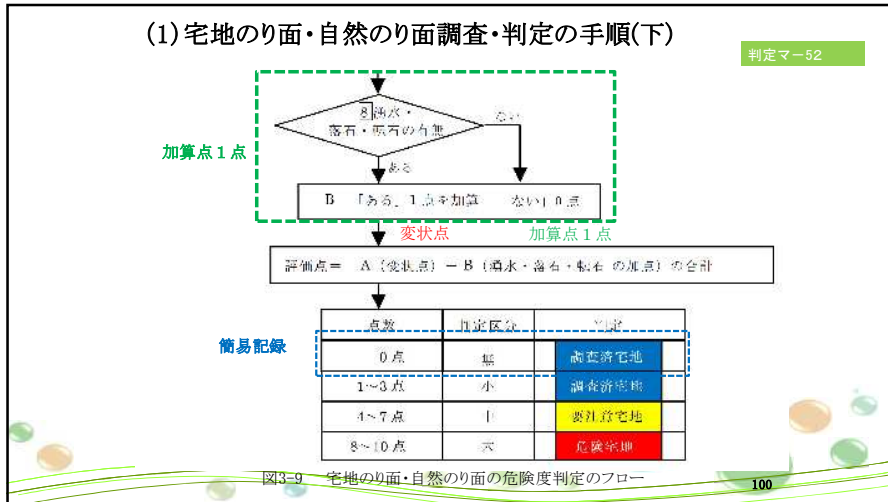
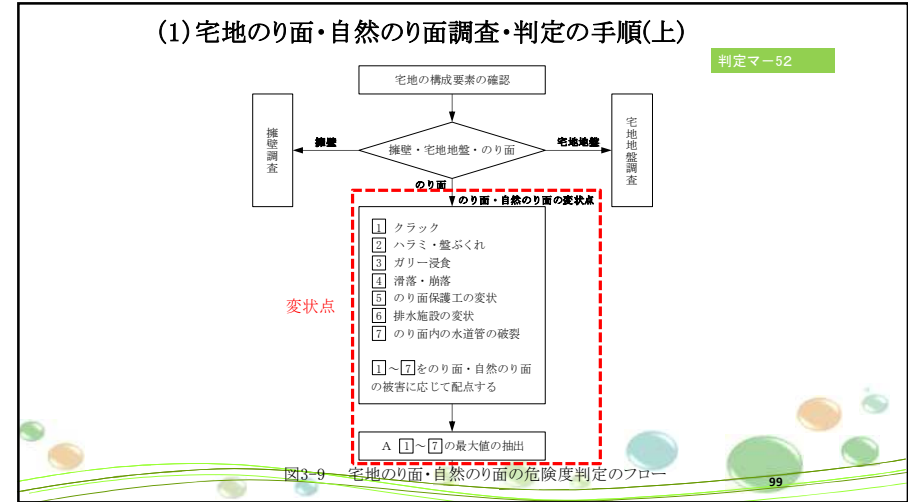
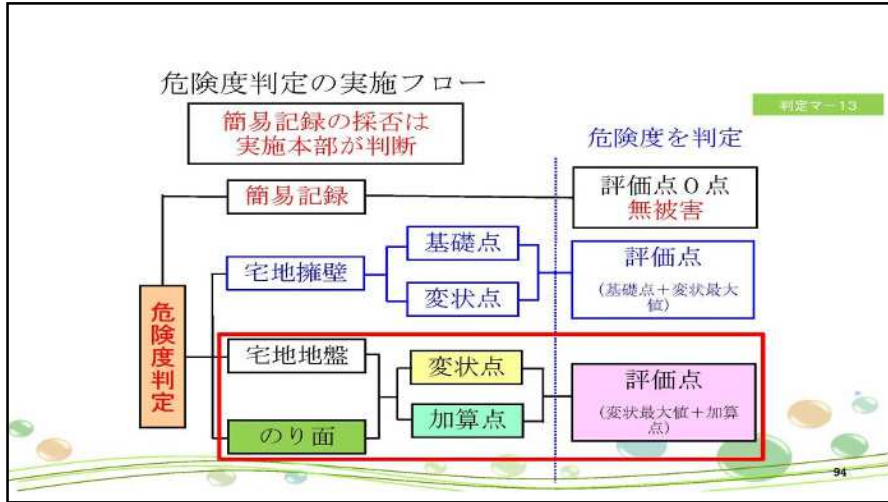
96

3. 4 宅地のり面等の危険度判定



2011年東日本大震災での福島市あさひ台の被害

97



(3) 変状項目
1)のり面のクラック

判定マ-54

項目/程度	小	中	大
クラック (幅)	3cm未満又は単数	3~15cm又は複数	15cm以上又は全面
	1	2	3



98

(3) 変状項目
2)のり面のハラミ・盤ぶくれ

判定マ-55

項目/程度	小	中	大
ハラミ・ 盤ぶくれ	10cm未満又は 1宅地ごとの のり面等面積 に対し10%未満	10~30cm未満又は 1宅地ごとの のり面等面積 に対し10~50%	30cm以上又は 1宅地ごとの のり面等に対し50% 以上
	3	4	5



(3) 変状項目
3)ガリー浸食

判定マ-56

項目/程度	小	中	大
ガリー浸食	クラックなどが誘因と なって雨滴による浸 食が現れはじめた 段階	のり面の表土が雨 裂に陥没するなど 放置していると被害 が広がるおそれ あるもの	洞穴状や滝壺状に ガリーが進展して家 屋の基礎やのり面 等の下側に被害を 及ぼすような状態
	6	7	8



100

変状項目
3)ガリー浸食

判定マ-56



106

(3) 変状項目: 4) 滑落・崩落

判定マー-57

項目/程度	小	中	大
滑落・崩落	部分的な表層すべり、又はのり面上部の小崩壊	表層すべりが進んでえぐり取られたような状態放置すると拡大するおそれのあるもの、又はのり面中部までの崩壊	全面的なすべり崩壊で、さらに拡大のおそれがあるもの、又はのり面底部を含む全崩壊
	7	8	9



102

(3) 変状項目
5) 滑落・崩落

判定マー-62

項目/程度	小	中	大
のり面保護工 (のり枠工)	のり枠の間詰め陥没。コンクリート吹付工にわずかにテンションクラックが見られるが吹付工のすれは認められない程度	のり枠の部分的な破損。又コンクリート吹付工のクラック部分で陥没・すれが見受けられる	のり枠の浮上り破壊。コンクリート吹付工のラス金網が露出し、コンクリート吹付面にも破損が見受けられる
	7	8	9



103

(3) 変状項目: 5) のり面保護工

判定マー-62

項目/程度	小	中	大
のり面保護工 (コンクリート吹付工)	のり枠の間詰め陥没。コンクリート吹付工にわずかにテンションクラックが見られるが吹付工のすれは認められない程度	のり枠の部分的な破損。又コンクリート吹付工のクラック部分で陥没・すれが見受けられる	のり枠の浮上り破壊。コンクリート吹付工のラス金網が露出し、コンクリート吹付面にも破損が見受けられる
	7	8	9



104

(3) 変状項目: 5) のり面保護工

判定マー-68

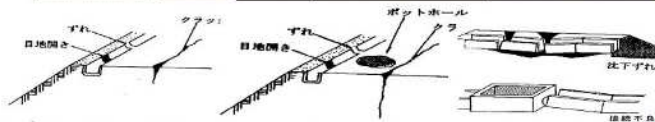


105

(3) 変状項目
6)排水施設の変状

判定マー-59

項目/程度	小	中	大
排水施設の変状	天端排水溝にすれ、欠損がある又は、天端背面、舗装面にクラックが見られる	左に加え、のり面のクラック、又は目地からの湧水がある	排水溝が破断沈下するなど、排水機能が失われている
	3	5	7



108

(3) 変状項目
6)排水施設の変状

判定マー-60



107

(3) 変状項目
7)水道管破裂/湧水・落石・転石

判定マー-59

項目/程度	小	中	大
のり面内の水道管等の破裂	破裂して水が流出している		
	8		
湧水・落石・転石	湧水・落石・転石の有無を確認する		
	大中小ではなく有無を確認し、1点数を加算		



108

のり面・自然斜面の被災状況図の記入例

手引き-30

被災状況図					応急措置				
空地地盤					のり面・自然斜面				
1.クラック	2.陥没	3.沈下	4.湧水	5.陥没	1.クラック	2-1.クラック	2-2.陥没	3.湧水	4-1.崩壊
5.のり面保護工状況					6.排水施設の変状				

113

被災状況図の記入

手引き-30

被災状況の有り無 無 有(一写点番号: 0~9 (0~9))

被災事項 それほど大きな表層すべりではないが、前方に民家があり斜面にもキレツがあって二次災害の恐れもあるので避難が必要である。

110

のり面・自然斜面の基礎的条件

手引き-31

115

のり面・自然斜面の基礎的条件

手引き-7

- のり高
のり面高さの記入(既存資料や実測による)
→ 不可能な場合は目測による
- のり面勾配
既存資料又は現地測定により、のり面勾配を記入する。
- のり長さ
のり面の長さを記入する
- オーバーハング
自然斜面の場合、オーバーハングの有無をチェックする。

116

のり面・自然斜面の変状形態と変状点

手引き-31

変状形態のマークの名称	小	中	大	
① クラック発生	30cm未満は平置	1	30cm以上又は傾斜	5
② ハネミ限置	田んぼ等	3	10~30cm未満	4
③ 切り勾配	クラックなどが原因となつて崩壊したる箇所が現れ始めた状態	6	のり面の表土が崩壊に陥没するなど状況しているを報告が依頼されたものであるもの。	7
④ 崩壊・倒壊	崩壊した箇所すべり、又はのり面上部の小規模	7	崩壊すべりが甚大で表土崩壊したような状態。崩壊する危険を有するおそれのあるもの。又はのり面崩壊した状態。	8
のり面	⑤ のり面基下の変状(浮土工は除く)	7	例えば、おり面の開口部等、又はコンクリート敷石にのり面が崩壊した状態が確認された場合、崩壊したおそれがあるもの。	9
自然斜面	⑥ 法面崩壊の危険	3	崩壊した、おり面のクラック、又は基盤からの湧水がある。	5
⑦ のり面の崩壊等の状態	崩壊して水が流出している。			8

117

のり面・自然斜面被害の判定

手引き-31

被害の程度 ※被害に陥った人の数や被害の面積を記入し、被害の状況を示す。		8 点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 無被害：0 点(防上問題無し) 小被害：1～3 点(当面は防上問題無し) 中被害：4～7 点(車は付き立入、通行しては避け) 大被害：8～10 点(危険、要避難、立入禁止)	
危険度判定		<input checked="" type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 無		
所定記入者の氏名 ※所属が記入される。	緊急度	<input checked="" type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小	(人命・財産・交通の3点を判断基準とする。)	
	被害の見込	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 判断不可	備考：	

118

被災状況図の記入

手引き-30

被災状況図の記入

被災写真の有無 無 有一写真番号 [D-2 (1~8)]

特記事項 それほど大きな表層すべりではないが、前方に民家があり斜面にもキレツがあって二次災害のおそれがあるので避難が必要であろう。

115

複合被害の場合

手引き-5

- 擁壁・宅地地盤、擁壁・のり面等の複合被害がある場合は、(様式-1)と(様式-2)の両方の帳票を用いて判定を行う。
- ただし、(様式-1)と(様式-2)のうち共通する部分(例えば「被災状況図」など)と擁壁の危険度判定については(様式-1)に記入し、のり面の危険度判定については、(様式-2)に記入するものとする。

120

大規模盛土滑動崩落

手引き-4

宅地地盤全体に被害が及んでいる場合は、地滑りや地盤の側方流動などが考えられる。このような場合は、調査票に被害が分かる代表断面図等記録し、状況に応じて地滑り、地盤工学等の専門家に支援を受けるべく、災害対策本部に報告する。

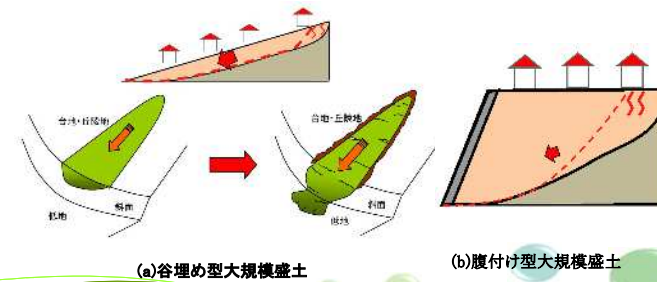


図-1 大規模盛土造成地で発生する滑動崩落

121

宅地地盤全体の被害



(a)のり尻の隆起の事例



(b)のり肩の亀裂の事例



(c)腹付け盛土の崩壊の事例



(d)液状化による側方流動の事例

Part V: その他



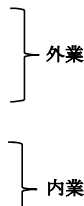
- ・ 判定ステッカー
- ・ その他



H16新潟県中越地震の被災宅地相談窓口

判定活動の一日の流れ

- (1) 指定場所(実施本部等)へ集合
- (2) ミーティング
- (3) 各班毎に現地へ移動
- (4) 判定活動
- (5) 実施本部へ移動
- (6) 判定結果のとりまとめ
- (7) 判定調整員へ報告
- (8) 翌日の判定活動の確認
- (9) 解散



1、実施本部集合、2、ミーティング

- ・ 注意事項
- ・ 判定地域の説明
- ・ 資料配付(判定地域までの地図、住宅地図、判定表、ステッカー、説明用リーフレット等)



被災写真の撮影要領

表2-2 調査における被災写真撮影要領 判定マ-12

- 1、被写体に関する記事の写し込み(ホワイトボード等)に書き込み
 - 必須：災害名称、整理番号、撮影年月日・時間、被災地住所
- 2、撮影範囲等
 - 一つの被写体について、全景写真、局部写真を各1枚以上
- 3、撮影に当たっての留意事項
 - 全景写真：被害の始点と終点がわかるように。
局部写真との位置関係がわかるように。
 - 局部写真：目立つ建物、構造物等を入れ撮影箇所がわかるように。
ポール、コンベックス等を利用し、被災対象物の長さ、幅、深さ、移動量等がわかるように。
擁壁などの被災は、破損していない部分を入れて撮影。
- 4、写真の整理は、平面図や調査票と対応できるように。

126

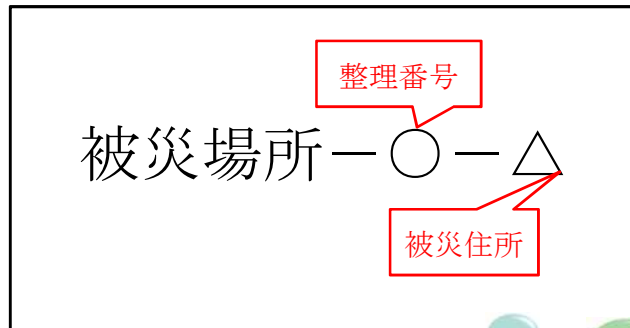
4. 判定活動(役割分担)

役割分担



127

4. 判定活動(ホワイトボードの記載例)



128

4. 判定活動(写真撮影)



129

手引き-35

判定結果のステッカー

130

判定ステッカーによる現地表示例

手引き-10

ステッカーには、以下の内容を簡潔に記入する。

- ① 何が危険であるか
- ② 判定日時
- ③ 宅地危険度判定実施本部の連絡先
- ④ 無被害の場合は、「簡易記録」として記載を省略してもよい。

131

図-3 危険度判定ステッカーの記入例

判定ステッカーによる表示例

132

判定ステッカーによる現地表示方法

判定士は、調査票による被災宅地危険度判定結果から被災程度に応じたステッカーで現地表示を行う。ステッカー添付する場所は、その宅地に入ったりする人、その宅地の周辺の人が目に付きやすい場所とし、玄関先、塀、擁壁、車庫などにガムテープ、針金など貼り付け、風などで飛ばないようにする。

なお、雨が当たりそうな箇所では、ビニールなどで覆うとよい。

133

図-4 判定ステッカーによる現地表示方法(例)

6. 判定結果のとりまとめ

判定マー65

- 判定票のチェック、図面の補足、写真の整理等



134

7. 判定調整員への報告

判定マー65

- 判定票、写真、メモした被災状況図等により説明
- 判定結果 • 被災の状況 • 周囲の状況
- 今後予想される危険性(拡大の見込み、緊急度)
- 応急処置の内容 • 住民の方への説明状況



135

ご静聴ありがとうございました

公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会

136